

## 施設使用の心得

一般財団法人白山市地域振興公社

### 1 申請書の提出について

当該施設の「使用許可申請書」は、行事開催日の2ヵ月前までに各施設の受付窓口にご提出ください。また、申請書を提出する際、可能な限り大会要項等を添付してください。

### 2 事前打ち合わせについて

行事開催にあたって、会場準備及び行事運営等施設使用について、事前に施設の担当者  
と十分な打ち合わせをお願いします。

### 3 施設使用時間・申請時間について

各施設の使用時間は、大半の施設が午前9時から午後10時までとなっておりますので、申請時間（準備から後片付け終了まで）の範囲内でお願いします。

なお、スポーツ大会等で、止むを得ず午前9時前に準備が必要な場合は、「使用許可申請書」提出の際、窓口の職員にご相談ください。また施設の照明や冷暖房の節電にご協力  
ください。

### 4 駐車場について

各施設の駐車スペースは限られており、大会行事が重複する場合、駐車場が大変混雑します。特に別紙で色が付いている大会は混雑が予想されますので、当日の参加者に事前に周知できるよう、駐車場の場所等について事前に打合せしていただくようお願いします。また、混雑が予想される場合は各主催者に誘導員をお願いする場合がございます。

松任総合運動公園、若宮公園体育館、美川スポーツセンター、美川体育館、白山郷公園で開催される大会については、別紙1～4を参照していただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

### 5 施設使用にあたっての注意事項

- ① 使用した設備や器具等は、後片付け（清掃）後所定の位置にお戻しください。
- ② ごみについては、主催者側で処理（持ち帰り）してください。
- ③ 物品販売については、「使用許可申請書」を提出の際、大会行事等要綱とともに「物品販売許可申請書」を提出のうえ、許可を受けてください。
- ④ 広告物の掲示等は、「使用許可申請書」提出の際、窓口の職員に申し出てください。

### 6 施設使用にあたっての禁止事項

次の行為があったときは、当事者に退場を命ずることがあります。また、次回の使用を禁止する場合がありますので、ご注意ください。

- ① 他人に迷惑を及ぼし、又は風紀を乱す行為。
- ② 施設管理上、支障があると思われる行為。

### 7 施設使用のキャンセルについて

施設使用のキャンセルの場合は、確定次第早急にご連絡ください。